

川崎・横浜公害保健センター関係説明会 質疑内容

No	項目	質問	回答
1	公害健康被害補償制度	公害健康被害補償制度は継続されますか？	公害健康被害補償制度は今後も継続されます。
2	相談窓口	医学的検査可能な医療機関を探すにあたり市に相談できますか？ また、センターが実施する呼吸機能訓練などについても相談できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・認定患者の皆様それぞれの状況に応じて丁寧に対応させていただきます。 ・環境保健・アレルギー疾患対策課まで御連絡ください。 (電話:044-200-2488)
3	法人に関すること	法人は廃止されるのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・本市としては、センターに対する委託の終了と補助金の廃止を決めたものです。 ・それを受けて、法人としてどうするか、法人で対応を検討している状況です。 ・なお、法人単独での運営は難しい状況と考えています。
4	医学的検査	主治医で医学的検査を受けることは可能ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・本市で参考に作成している「医学的検査受入可能な医療機関リスト」に掲載させていただいている医療機関では医学的検査を受けられます。 ・リストに掲載がない医療機関においても、肺機能検査をはじめとした検査の実施が可能であれば、医学的検査は受けられます。 ・まずは、主治医か本市にお問い合わせください。
5	医学的検査	公害保健センターと民間医療機関での検査内容は同じですか？	検査内容は同一です。
6	医学的検査	主治医で医学的検査ができない場合、主治医を変えなければならないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医を変える必要はありません。 ・検査だけ、お近くの医療機関等で受検してください。 ・主治医の先生に対しては、近隣の医療機関を御紹介(診療情報提供)いただけるようお願いしておりますので、一度、主治医の先生へ御相談ください。 ・御不明な点がございましたら、環境保健・アレルギー疾患対策課まで御連絡ください。 (電話:044-200-2488)
7	呼吸機能訓練	今後、環境再生保全機構が作成するWEBや広報物を活用するとしているが、市では何も行わないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・環境再生保全機構のWEB情報を本市ホームページへの掲載しています。 ・機構が作成する呼吸機能訓練に関する冊子などを被認定者の方へ郵送で配布するとともに、区の窓口ではそれら冊子やDVD等を配布するなど、幅広い市民の方へ呼吸機能訓練等に関する情報を提供してまいります。